

市立保育所運営方針 進捗状況評価書

旭川市 平成 27 年 5 月

はじめに

市立保育所運営方針は、市立保育所について、中長期的な展望に立って、保育ニーズへの的確な対応と計画的で効率的な運営を進めるための指針として、平成22年3月に策定したものであり、取組の期間は、本市の子ども・子育て支援に関する計画である旭川市次世代育成支援行動計画後期計画との整合性に配慮し、平成22年度から平成26年度までの5年間としている。

市立保育所運営方針進捗状況評価書は、市立保育所運営方針に基づくこれまでの取組状況の把握及び評価を行うとともに、旭川市子ども・子育てプランなど、子ども・子育て環境の現状や取組内容を踏まえながら、次期方針に係る今後の策定作業の方向性について整理するものである。

目次

第1章 市立保育所運営方針に基づく取組状況

- 1 市立保育所の役割
- 2 市立保育所の保育機能
- 3 市立保育所の運営
- 4 第1章のまとめ

第2章 本市の子ども・子育て環境の現状と充実に向けた取組の方向性

- 1 保育ニーズと提供体制
- 2 旭川市子ども・子育てプランにおける関連する取組

第3章 次期方針における取組の方向性

第1章 市立保育所運営方針に基づく取組状況

市立保育所運営方針において、その役割として、民間事業者も含めた全市的な保育環境の充実に向けた役割と、認可保育所の一つとして提供する保育サービス、さらにこれらを実施するための運営に関する内容を定めている。

これらについて、方針の期間内（平成22年度～平成26年度）の取組状況等について、順次、整理する。

1 市立保育所の役割

市立保育所運営方針において、効果的な保育行政を推進するために、市立保育所と私立認可保育所が相互に連携し、補完し合いながら保育に取り組むこととしており、その中で市立保育所の役割を5つ定めている。

期間内における具体的な取組内容とその効果（又は今後期待できる効果）は次のとおり。

（1）保育の実践とアンテナとしての役割

【市立保育所運営方針の内容】

日常的に児童及び保護者との関わりを持つことから、保育サービスの向上に向けた具体的な方策を検討し、今後の施策に反映させるなど、効果的な保育行政を推進する政策形成のためのアンテナとして、情報収集機能の役割を担う。

【期間内における具体的な取組内容】

旭川市子ども条例の制定等において、部内WGの一員として参加したケースなどがあるが、保育サービスの向上に向けて民間事業者と関わりを求めていくなどの取組までは至っていない。

【効果又は今後期待できる効果】

子ども・子育て支援新制度により、認可外保育施設から小規模保育事業等へ移行する施設に対する連携施設として、近隣の私立認可保育所等が対応困難な場合に、市立保育所がその役割を担うことが想定できる。

(2) 先駆的取組の調査・研究及び情報を発信する役割

【市立保育所運営方針の内容】

大学等の関係機関と共同して、先駆的、専門的な取組の調査・研究を進めるなど、本市全体の保育の質の向上に役立てることができるよう、新たな保育プログラムやネットワークの構築に関わる積極的な提案やモデル的取組などの実践を行うとともに、そこで得た成果や情報等を発信・提供する機能としての役割を担う。

【期間内における具体的な取組内容】

平成22年度及び平成23年度に高等教育機関と連携した取組を行い、さらに平成24年度においては、特別支援保育に関する研修等を実施し、認可外保育所への取り組みは行っているが、私立認可保育所等への効果を生じるに至っていない。

- ・ H22年度 チャレンジ保育推進事業（予算 1,000 千円 執行率 56%）
- ・ H23年度 チャレンジ保育推進事業（予算 1,000 千円 執行率 44%）
- ・ H24年度 保育所スキルアップ事業（予算 500 千円 執行率 73%）

【効果又は今後期待できる効果】

具体的な効果を発揮するため、特定のテーマ等を設定し、大学等と連携を図りながら調査研究、実践を行い、私立認可保育所等に発信し、全市的な保育環境の充実を図っていく。

(3) 特別支援保育の拠点としての役割

【市立保育所運営方針の内容】

人材の養成と確保を図るとともに、対応が困難な事例についても専門性を生かした保育サービスを提供するなど、特別の支援を必要とする児童に対する適切な対応と保育の場を提供する拠点としての役割を担う。

【期間内における具体的な取組内容】

- ・ 愛育センターとの連携や特別支援保育に関する研修の実施など、部内の連携強化に係る取組と関係機関とのネットワーク化の取組を行っている。
- ・ 対応が困難なケースや特定行為の必要な児童の受入に対応し、専門性を生かしたサービスを提供している。

【効果又は今後期待できる効果】

発達障害等、支援を要する子どもが増加傾向にあるなど、親支援を含めて、専

門的かつ多様な市民サービスを提供していくことが必要であり、これまでの取組をもとに、さらに私立認可保育所等との連携や支援を進めていく。

(4) 子育て支援行政を推進する役割

【市立保育所運営方針の内容】

特別保育のようにニーズはあるものの利用者が限られていたり、コスト等の面から民間では取組が困難な保育を実施するなど、きめ細かな保育サービスの充実と提供を図るほか、子育てや保育に係る総合的な支援・相談窓口となるなど、子育て支援行政を推進する機能としての役割を担う。

【期間内における具体的な取組内容】

ほぼ計画通り、多様な保育サービスを実施している。

【効果又は今後期待できる効果】

私立認可保育所等においても多様な保育サービスを提供している状況にあり、補完し合いながら、全市的に子育て環境の充実を図っていく。

(5) 緊急時の保育に対応する役割

【市立保育所運営方針の内容】

災害や新型インフルエンザ等が発生した場合、人材と施設を活用した迅速な対応と支援を行うことにより、本市における危機管理対策上の機能の一部としての役割を担う。

【期間内における具体的な取組内容】

期間内において、全市的に緊急時の保育への対応が必要な事態は生じていない。

【効果又は今後期待できる効果】

行政としての責任を持つ市立保育士が対応していくことが望ましく、私立認可保育所等と連携しながら、民間の保育所では対応困難なケースにおいても迅速な対

応
と支援をしていく。

2 市立保育所の保育機能

認可保育所の一つとして、市立保育所は多様な保育サービスを提供しており、市民サービスの向上が図られている。しかし、これらの事業は、いずれも民間事業者により提供することが可能であり、また、全市的な地域バランスを踏まえながら実施するものであることから、市立保育所が担わなければならない必然性は乏しくなっている。

	保育サービス	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
神 楽 保 育 所	0歳児保育	○	○	○	○	○
	特別支援保育			○	○	○
	早朝・延長保育	○	○	○	○	○
	休日保育					未実施
	一時預かり	○	○	○	○	○
	総合的子育て相談・支援機能※			未実施	未実施	未実施
※期間内に、緑が丘地区、第二庁舎において地域子育て支援拠点事業を開始						
新 旭 川 保 育 所	0歳児保育	○	○	○	○	○
	特別支援保育			○	○	○
	早朝・延長保育	○	○	○	○	○
	病後児対応型保育			○	○	○
近 文 保 育 所	0歳児保育			○	○	○
	特別支援保育※		○	○	○	○
	早朝・延長保育	○	○	○	○	○
	体調不良児対応型保育					未実施
※特別支援保育について、計画を1年前倒しして実施						

(参考) 認可保育所全体の取組状況 (平成26年度)

保育サービス	認可保育所における実施状況 (定員数)
0歳児保育	ほぼ全ての認可保育所で実施
特別支援保育	26か所 (99人)
病児・病後児対応型保育	2か所 (6人)
早朝・延長保育	24か所 (294人)
休日保育	1か所 (30人)
一時預かり	11か所 (110人)
地域子育て支援拠点事業	9か所

3 市立保育所の運営

市立保育所の運営については、集約と保育機能の充実に係る取組は、ほぼ予定通りとなっているが、それ以外の、私立認可保育所との連携や波及効果を期待する取組については、具体的なものとなっていない。

(1) 市立神楽保育所

(市立保育所運営方針の内容)

- ・保育の質の向上と保育サービスの充実に向けた先駆的、専門的な取組の調査・研究や実践活動を計画的に進める。
- ・大学等高等教育機関とも連携や交流を図りながらネットワークを構築する中で、新たな保育プログラムの研究やモデル的取組の実践、検証を行うなど、保育の質の向上に向けたデータを蓄積し、情報を発信する拠点となるよう取組を推進する。
- ・市立保育所全体に関わる企画立案や連絡調整、さらに給食調理事務を含めた庶務的業務等を統合して実施するなど、従来の保育機能に加え、総合調整や政策形成、情報発信の機能を有することができるよう、体制を整備することについても検討を進める。



(期間内における具体的な取組内容)

- ・隣接する高齢者福祉施設利用者との世代間交流などを実施している。
- ・特定医療行為の資格取得など職員の専門性向上に努めている。

(2) 市立新旭川保育所

(市立保育所運営方針の内容)

- ・待機児童が生じている地域にあるため、保育ニーズへの対応を図る。
- ・全市的な視点で、病後児対応型保育を実施する。



(期間内における具体的な取組内容)

平成24年度から病後児対応型保育を実施

(3) 市立近文保育所

(市立保育所運営方針の内容)

特別支援保育に関してコーディネート機能を持つネットワークの拠点と位置付け、併せて保護者や保育所からの相談にも対応できるよう、特別支援保育に必要な指導・助言を行う人材の育成を進める。



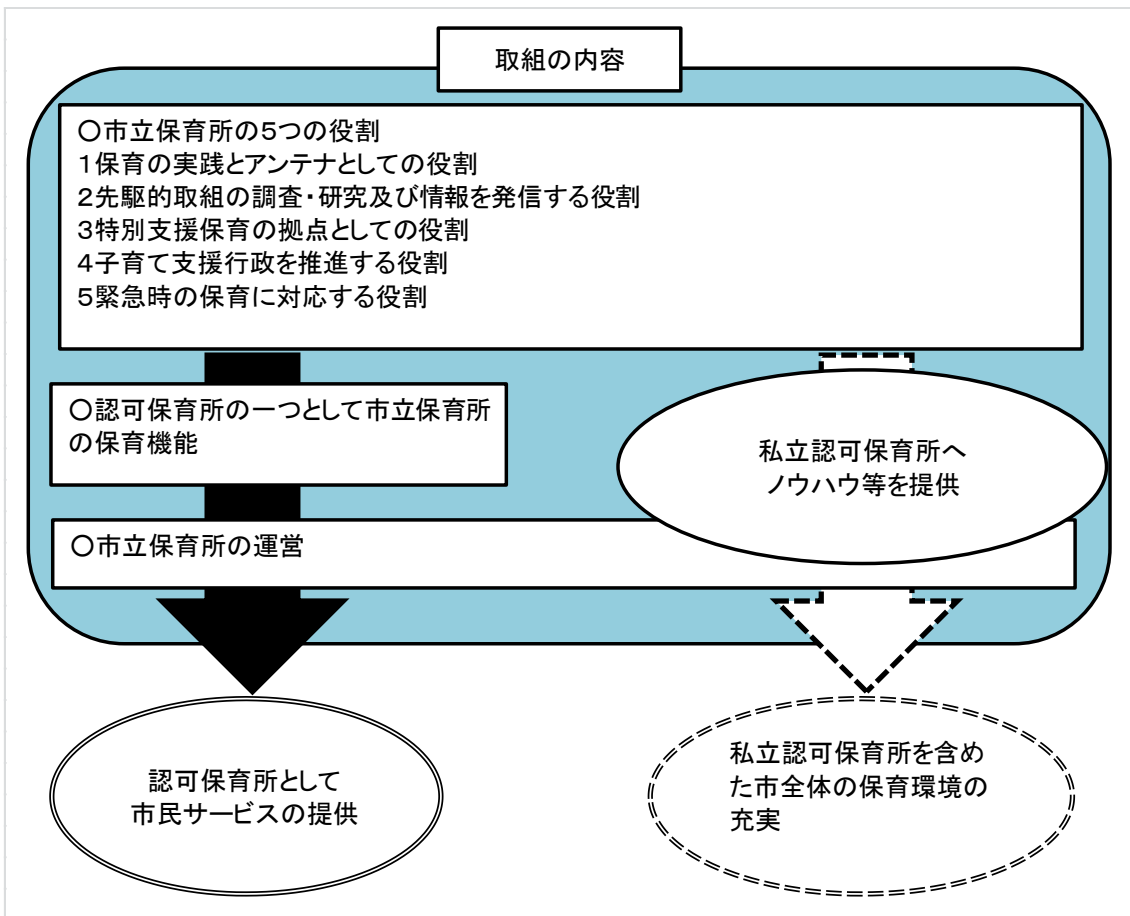
(期間内における具体的な取組内容)

愛育センターやこども通園センターにおける勤務経験のある職員を配置し、関係機関と連携して、特別支援保育を実施している。

4 第1章のまとめ

市立保育所運営方針に基づく取組により、認可保育所として、多様な保育を実施し、市民サービスの向上が図られてきた。しかし、市立保育所としての役割である私立認可保育所への波及効果をもたらし、全市的な保育環境の充実を図る取組については、市立保育所における期間内の取組からは、明確な効果を生じるに至っていない。

そのため、今後の市立保育所の在り方を検討する上での前提として、第2章において、旭川市子ども・子育てプランの期間内における保育ニーズと提供体制の状況と同プランにおける保育士や施設に関連する取組を整理する。



第2章 本市の子ども・子育て環境の現状と充実に向けた取組の方向性

1 保育ニーズと提供体制

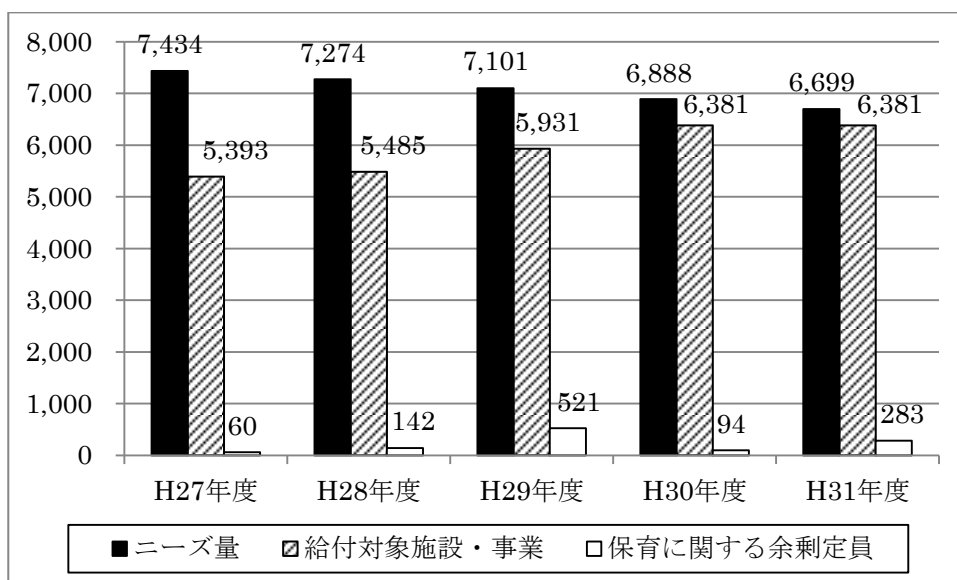
旭川市子ども・子育てプランにおいて、就学前教育及び保育に関するニーズ量とそれに対する提供体制を整理している。

今後も保育について高いニーズが存在しているが、その一方、認可外保育施設まで含めた場合、既に対応できる受け皿は確保されている。そのため、保育環境の安定を図る観点から、プランの期間内において、認可外保育施設から認可保育所、認定こども園等への移行のほか認可保育所増改築、幼稚園における保育の受

け皿確保の取組により、給付対象施設・事業による保育に関する定員を1,313人分整備する予定である。

この結果、平成31年度の段階で、保育ニーズのうち、約95.3%（平成27年度72.5%）について給付対象施設等で対応が可能となり、283人分の余剰定員が存在する見込み。

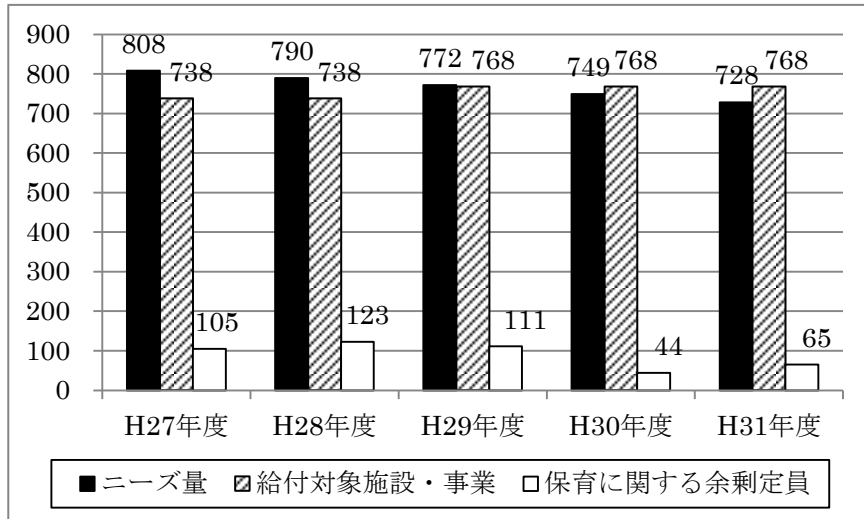
待機児童が生じている中、市立保育所は、これまで認可保育所の一つとして、保育の受け皿としての基本的な役割を担ってきたが、今後は、それについても見直すことが必要となっている。



(1) 神楽・西神楽・緑が丘地区の状況

現在、待機児童が数人生じているが、期間内において、認可外保育施設から認可保育所、認定こども園等への移行等により、給付対象施設・事業による保育に関する定員が119人分増加する予定。

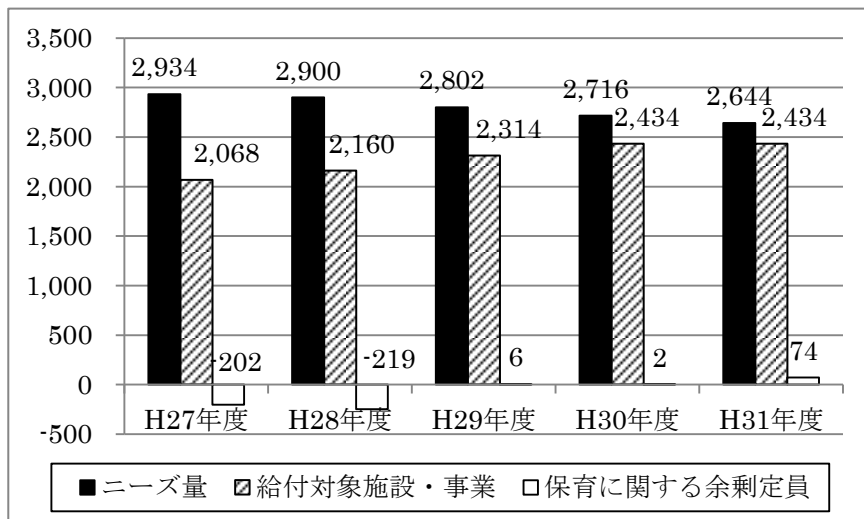
保育ニーズのうち、給付対象施設・事業により対応可能な人数の割合
91.3% (H27.4.1) → 105.5% (H31.4.1)



(2) 中央・新旭川・東光・豊岡地区の状況

待機児童が生じているが、期間内において、認可外保育施設から認可保育所、認定こども園等への移行のほか、認可保育所増改築、幼稚園における取組により、給付対象施設・事業による保育に関する定員が475人分増加する予定。

保育ニーズのうち、給付対象施設・事業により対応可能な人数の割合70.5% (H27.4.1) → 92.1% (H31.4.1)

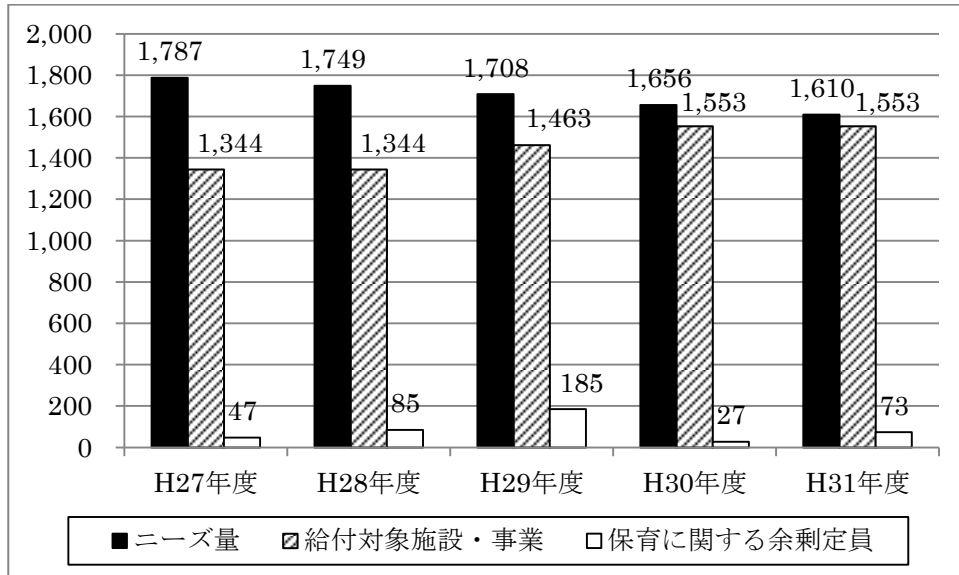


(3) 末広・春光・春光台・鷹の巣・東鷹栖・北星地区

待機児童が数人生じているが、期間内において、認可外保育施設から認可保育所、認定こども園等への移行のほか、認可保育所増改築、幼稚園における取組により、

給付対象施設・事業による保育に関する定員が226人分増加する予定。

保育ニーズのうち、給付対象施設・事業により対応可能な人数の割合
75.2% (H27.4.1) → 96.5% (H31.4.1)



(4) 保育ニーズと提供体制の面からの市立保育所の取組

各市立保育所について、地区ごとの保育ニーズと提供体制の面から、認可保育所としての役割を整理する。

ア 市立神楽保育所

給付対象施設・事業により保育ニーズに対応できる見込みであり、認可保育所としての必要性が乏しい状況。

イ 市立新旭川保育所

プランの期間内において、給付対象施設・事業により保育ニーズに対応することは困難であるが、認可外保育施設まで含めると、保育ニーズに対応できる見込み。

ウ 市立近文保育所

プランの期間内において、給付対象施設・事業により保育ニーズに対応することは困難であるが、認可外保育施設まで含めると、保育ニーズに対応できる見込み。

2 旭川市子ども・子育てプランにおける関連する取組

旭川市子ども・子育てプランは、本市の子ども・子育て支援施策を効果的、計

画的に推進するために策定するものであり、子どもの成長段階や課題可決に向けた取組の方向性に基づき、4つの基本方向と13の基本施策を設定している。

その中で、保育士及び市立保育所の施設に関連した取組は次のとおり。

【基本方向1】子育てを支える

基本施策1-1 妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援
主要事業2 親となることの準備支援 主要事業5 乳幼児健診受診後の支援体制の構築 (保育士) ○ 現在、乳幼児健診受診後の、子どもと保護者への支援として、親子教室を実施しており、今後も取組の充実を図っていく予定。現在、保育士がスタッフの一員として従事しており、今後も保育士等の関わりが不可欠。
基本施策1-2 子育てに関する多様な不安を和らげるための支援
主要事業1 相談支援体制の充実 主要事業2 子育てに係る情報提供機能の充実 (保育士) ○ 相談支援体制の充実を図るため、平成28年度に(仮称)総合子ども・教育センターを開設し、保育士を含む各種専門性を有する職員を配置する予定。
基本施策1-4 乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援
主要事業1 保育環境の充実 (保育士) ○ 認可保育所における保育従事者としての役割のほか、認可外保育施設等の従事者に対するスキルアップの支援などの役割がある。 (施設) ○ 認可保育所の一つとして、市立保育所は保育の受け皿としての役割を担っているが、今後、給付対象施設・事業により、ほぼ保育ニーズに対応できる見込みであり、保育の受け皿としての市立保育所の役割は低下する。

【基本方向2】子どもの育ちを支える

基本施策2-3 援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進
主要事業1 発達支援を要する子どもへの育成支援

(保育士)

- 特に、就学前児童とその保護者に対しては、療育とともに子育て支援の側面があるため、保育士の担う役割が大きい。

(施設)

- 現在、就学前児童を対象とした療育の受け皿は、こども通園センターが主体となっているが、対応能力に限界が生じている他、立地場所の点で利便性向上に向けた課題がある。そのため、将来的に、市内の2か所に分散するなど、そのあり方について整理することが必要。

【基本方向3】子どもの主体性を育む

基本施策3-2 社会の一員としての意識を育む

主要事業1 命の大切さを学ぶ機会の充実

(保育士)

- 現在、小中学生を対象として、乳幼児や妊婦との触れ合い体験を通じて、命の大切さを学ぶ機会の提供に努めており、今後も取組の充実を図っていく予定。現在、保育士がスタッフの一員として従事しており、今後も保育士等の関わりが不可欠。

【基本方向4】社会全体で支える

基本施策4-1 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進

主要事業1 拠点施設を活用した全市的なネットワークの形成

主要事業2 地域におけるネットワークの育成

主要事業3 地域活動の担い手の育成

(保育士)

- 地域において子どもの育ちや子育てを支援するため、地域における拠点の整備、地域における活動の担い手の拡大、拠点や担い手のネットワークの構築などを今後も積極的に進めていく予定で、取組にあたり、保育士は様々な場面で関わりが必要。

(参考：保育士の人数の推移 各年度4月1日)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
保育士の人数	40人	38人	36人	34人	34人

第3章 次期方針における取組の方向性

1 総論

市立保育所運営方針に基づく取組により、多様な保育を実施し市民サービスの向上が図られてきたが、市立保育所としての役割である全市的な保育環境の充実を図る取組についてはまだ十分ではない。

保育ニーズと提供体制を見ると、いずれの市立保育所が所在する地域においても、その時期は異なるものの、給付対象施設・事業により、保育ニーズに対応できる見込みとなっている。

しかし、子ども・子育て支援施策全体を見ると、市保育士及び施設の関わりが期待できるものがあり、その中で、特に、子どもや保護者の困り感に対して民間事業者では担いきれない分野を見出し、その分野における全市的な拠点として機能を発揮していくことが、今後の保育士と市立保育所の重要な役割となると考える。

2 各市立保育所の方向性

保育ニーズと提供体制の状況を踏まえ、市立保育所の役割を再検討し、施設の数、人材育成の取組を含めて、平成27年度策定予定の次期方針において整理する。

3 保育士の役割等

保育士としてのスキルを維持するためには、保育所及び療育機関における現場経験が必要であるが、そのスキルをベースに、行政組織としての関わりを持ちながら、子ども・子育て支援施策全体の中で、その専門性をより有効に発揮していく。

(1) 発揮の方向性 1

保育士としての専門性をベースにさらに特定の分野の専門性を持ち、それを民間

事業者提供して、本市の子ども・子育て環境の充実につなげていく。

(2) 発揮の方向性 2

制度設計、指導監督等の業務において、その専門性を本市の子ども・子育て環境

全体の充実にむけた仕組みづくりに発揮していく。